

般

問

火災被災者に対する
支援制度、蜂・害虫駆除に
おける対応について問う



やま だ
山田

たかひろ
貴大 議員

答

火災被災者に対する支援制度、
蜂・害虫における対応ともに
改善改革を進めている



問

当町において、
火災被災者を対
象とした支援制
度がどのように整備されて
いるのか、町民の方に周知さ
れているのか、改めて検証す
る必要がある。

町長

現在の支援制
度は、火災被災者
を対象とした独自の支援制
度は、現在のところ制定され
ていない。しかし、火災等の
災害が発生した際には、まず
消防や関係機関と連携し、
被災状況の把握を行うとと
もに、必要に応じて福祉部
門や税務部門など庁内横断
的に対応をおこなっている。
主な支援としては、被災状

況に応じた各種相談対応、
固定資産税の減免、医療費
の一部負担金の減免・免除や
徴収猶予、県営住宅等の情
報提供など、実施している。

問

隣の市では、市
営住宅への一時入
居において、半年
間の家賃を無料とする制度
を設けている。半年間無料と
まではなくても、月額上限の
限度を決めて、家賃の一部を
町が負担するなどの、給付
制度を設けることはできな
いのか。制度設定には時間が
かかる事は分かるが、まず第
一步として、来期予算に反映
できるよう検討していただ
けないか。

町長

本町において新
たな給付制度等
を創設する場合に
は、対象要件、支援内容、財
源確保や公平性など整理す
べき課題がある。また、現時
点において制度創設や予算
化をお約束する段階でなく、
まずは近隣自治体を含む他
団体の事例や運用状況につ

問

いて調査・研究を進める。
蜂や害虫の被
害が多く報告され
ています。放置す
れば、周辺住民の安全や健
康に直接関わる重大な問題
であり、高齢者においては
自力での駆除が大変困難で
ある。町の取り組みをお答え
いただきたい。

環境
課長

町民から毎年10
件程度の相談が
寄せられている。
大木町商工会に加入して
いる専門業者の紹介を行い、
対応している。

問

専門業者への依
頼には、相応の費
用が発生する。他
の自治体では独自の補助制
度を設けているところもあ
る。本町でも全額補助でな
くても、費用の一部を補助す
る制度を設けていただけな
いか。

環境
課長

補助金制度を
創設するには、対
象の範囲の整理、
緊急性や危険度の判断、公

意見

火災による被害をうけた
方々、また蜂や害虫の被害に
悩む住民の方々は、一日も早
い支援を望んでおります。
制度創設に向けた具体的
な取り組みを着実に前進さ
せていただき、一日も早く補
助金の支給が実現できます
よう、お願い申し上げます。
住民の切実な声に応える
べく、早期の結果がでること
を切に願っております。



平な制度設計、継続的な資
源確保などの課題がある。
現時点では、直ちに補助制
度を創設する考えはない
が、今後の相談件数の推移
や他自治体の事例等を調査
研究しながら、安全確保の
観点から、適切な対応を検
討する。



なかしま むねはる
中島 宗昭 議員



第一次農業構造改善事業 地域における施設維持管 理助成を

質

答

土地改良区との協議調整を
お願いしたい

問

すでに58年を経
過しようとしている
第一次構造改善地
域における施設設備維持管理
農家負担軽減対策を求めるが、
国の助成事業等

産業
振興
課長

があることから、地
元関係者、地域の代
表者の皆様と土地改良区との
協議、調査をお願いしたい。町
としても協議、調整に努める。

問

適正化事業にお
いては長期の準備
等が必要となる。
突然の故障、使用不能とな
れば、支援を受けられないこ
とから緊急事態における町
の支援策は大事だが。

産業
振興
課長

対象の範囲、補
助の要件、財源確
保、他地区との公
平性など、さまざまな課題も
ある。近隣の土地改良区を取
り組みを参考に地域の実情
把握に努めるとともに土地改
良区、関係機関と連携し、県
事業の把握にも努めていく。

問

他自治体におい
ては、経営の安定
化、離農の抑制、
農地、農村を守るために農
機具等の修繕費の支援事業



を行っている。

本町においても独自策と
して取り組む課題であるが、

町長

土地改良区の施
設であり、町独自
での考えはない。
しかし、関係自治体とはど
ういった形で支援できるか
検討したいと思う。

問

一次構地域にお
いては、再度の土
地改良実施が求
められるが。

産業
振興
課長

将来の農地利
用の方向性、営農
体制について地域
全体で共有していただき関
係機関と連携を図ることが
大切である。

問

新たな農地利用
の方向性と合わせ
て土地開発地域を

区分した土地利用計画は、

町長

基本的には農
村農地を守って
いくことである。

まずは地域計画を地元でしっ
かり話し合っていたきたい。

道の駅モニタリング評価
制度の進捗状況は
(令和8年度4月から
モニタリング制度施行)

問

道の駅モニタリ
ング評価制度の進
捗状況は

副
町長

現在、大木町指
定管理者モニタリ
ング基本方針案、
実施要項案、指定管理者評
価委員会設置要綱案をとり
まとめた所。

問

モニタリングの
結果で再三指摘
されている改善事
項が改善されないときの処
分対策は。

副
町長

指定管理者の
業務不履行、不祥
事等他、生じた場
合、外部評価、内部評価を
含め、外部評価委員会の業
務評価結果を経て、処分を
行う。

問

外部評価委員
会委員の構成を
どのように考えて
いるのか。

副
町長

今後の課題とし
て、年度内をめどに
関係課と調整し、
活動の在り方評価のルール
づくり、他、検討をしていく。

問

内部評価、自己
評価、外部評価等
の基準等を議会へ
の提示をお願いしたいが。

副
町長

指定管理は、道
の駅だけではない
ことから、課全体
で整理し、できた段階で報告
したい。



意見

モニタリング制度は指定管
理業者が、協定書、仕様書、条
例どおり管理しているのかを
確認する手段であることから、
町は指定管理者を放置する
のではなく、改善、指導、報告
(中間報告も含む)、徴収、実
地確認を行う責務があるた
めに行うものだと思います。

般

問

附帯決議を含め、
町との合意形成を求める



ますだ 益田
りゅういち 隆一 議員

答

議会と判断材料と検討過程を
共有し、それぞれが二元代表制の
役割と責任を果たす

問

アクアス再整備
について、議会の
附帯決議を重要

な意思表示と受け止めてい
るのか、また二元代表制に基
づき、町長の政治判断だけ
なく、議会に十分な判断材
料を示し、町民説明、意見反
映、透明性を確保しながら
責任を共有して進める考え
なのか、基本認識を確認す
るが町長の考えは。

町長

附帯決議を重く
受け止め、議会へ
の十分な情報提供
と検討過程の共有を図り、議
会と行政がそれぞれ二元代
表制の役割と責任を果たし
ながら合意形成に努め、町
民の皆さんにとってより良
い施設のあり方を目指し、取
り組みを進める。

問

町が行ってきた
手続きは理解する
が、重要なのは議

会や町民の意見が実際にど
う反映されたかである。4月
広報では比較資料を秋口に
整理するとし、5月広報では
「今回の判断」「なぜこの判
断に至ったのか」と表現し、
アクアス機能閉鎖と小規模

温浴施設設置を示している。

ここに表現のズレが生じて
いると思う。これが町の最終
決定なのか、町の案なのか、
今後見直す余地があるのか
を問う。

町長

広報おおきに
いて表現のズレを
感じさせたのであ

ればそれは反省し、伝える方
法を工夫しないといけない。
また、議会や町民の皆様から
いただいたご意見は、今後の
施設の機能や整備の進め方
などを検討する上で重要な
判断材料として受け止め、
現在、比較検討に必要な資
料を整理・作成している段階
であり、最終決定には至って
おりません。今後も議会への
説明や町民への情報提供を

問

重ね、いただいたご意見を踏
まえながら、総合的に最終
判断を行ってまいりる所存で
ある。

すでに決定して
いるのかのごとく、「判
断に至った」「判断

町長

比較検討資料
は、住民説明会や
議会での議論に資

するため、現在も内容の整理
・作成を進めている段階であ
り、最終判断を前提とした
ものではなく、「判断に至っ
た」との表現は、その過程に
おいて検討する方向性を示
した趣旨であり、最終決定

意見

町の説明責任や手続きを
行ってきたことは理解する。
しかし、いくら回数をこな
してきたとしても、そこで合
意形成が図られたかどうかで
ある。

議会が附帯決議を付して
予算を認めた以上、その趣旨
を受け止め、町として最終決
定したものではないのか明確
な答弁が必要である。一旦立
ち止まり、町民や議会の意見
を確認しながら進める余裕
は必要である。そうでなけれ
ば、二元代表制の関係性は保
たれないと考える。

町民や議会の
意見を確認し、
合意形成は必要

を意味するものではありません。



まずだ とみひろ
益田 富啓 議員



住民自治を担う人づくり
には社会教育の推進が
不可欠では

一
質

答

社会教育を基盤とした人づくりを
模索していく

問

今年度、当初予算に計上された「校区コミュニティ推進のための補助制度」の具体的な内容と現在の準備状況は。

地域
課長

地域の主体的な取り組みや対話を後押しするため

に、各校区から提出いただく提案事業を、公開プレゼンテーションを通して決定していく予定。現在、補助要綱を整備し、細部の調整を行っているところ。

問

校区コミュニティを支える重要な支援制度として創設するのであれば、本来、年度当初から活用できるように準備すべきではないか。

補助対象や補助率、申請総額が予算を超えた場合の対応は。

地域
課長

本来はそうすべきだが、初年度ということもあり、

各校区総会で示された事業計画も含めて調整を図っている。具体的な補助内容は、ソフト事業を中心に対象とする予定だが、地域の主体的な取り組みを尊重して柔

問

軟に考えたい。補助率も100%に近い形で実施したいが、予算枠を超えた場合は公平性を確保しながら調整する。今後も継続的な実施を考えたおり、この制度を通して地域の主体的な活動が生まれ、地域のやる気が促されて、住民自治の力が育っていくことを目指している。

問

住民自治を持続的に発展させていくには、伴走支援が不可欠だ。そのための人づくりとして社会教育の充実とその中心的役割を担う社会教育主事の配置が重要だと考えるが、町の見解は。

小規模自治体においては、資格者の人数を増やすよりも、限られた人的資源をどのように地域づくりへ結び付けていくかが重要であると考えている。

地域
課長

問

全国には、社会教育を地域づくりや住民自治の

基盤と位置づけ、地域の担い手育成や住民主体の活動につなげている自治体が多くある。本町も、行政組織機構

問

の事務分掌や教育大綱にその考えを反映させながら、人づくりや学びの施策を進めるべきではないか。

町長

住民自治を持続可能なものとするためには、人づくりが何より重要で、その基盤となるのが社会教育、生涯教育であると認識している。今後、校区協議会や各種団体とも力を合わせながら模索してまいりたい。

意見

社会教育は「国民の権利」で、それを支えるのは行政の役割。いろんなテーマで住民が学べる体制づくりをお願いする。

職場体験学習の再構築を

問

令和6年度から中学生の職場体験学習が中止された理由は。

教育長

事業所との調整や依頼、事前事後指導、日程調整、安全管理など、実施に伴う教職員の事務負担が大きく、現行体制では継続が困難と中学校が判断した。

問

140名程度の生徒を受け入れる事業所を確保するのには町外の事業所まで対象を広げて調整されていた教職員の皆様のご苦労には敬意を表します。一方で、現在でも町内の事業者の中には職場体験学習の中止を惜しむ声も少なくない。教職員の負担軽減を図りながら再構築していく考えはないか。

教育長

職場体験学習は子どもたちにとって大変意義深い学びであり、将来的には再構築を目指すべき取り組みであると認識している。その具体策として、「協力事業所バンク」の創設や、サポーターの充実、各種団体との連携を強化しながら、支援体制を厚くし、活動の領域を広げたいと考えている。

意見

住民自治も地域づくりも、一朝一夕には実現するものではない。だからこそ、社会教育を基盤とした人づくりを、着実に進めてもらいたい。

般

問

本町の避難所運営マニュアルは、国の最新の指針やガイドラインを反映した内容となっているのか

答

国の最新の指針やガイドラインを、反映させたマニュアルの改訂に至っていない



こが やすこ
古賀 靖子 議員

問

総合体育館空調設備工事の現在の進捗状況及び今後の完成、供用開始までのタイムラインについて。また、全ての工事が緊急防災の対象となり、確実に享受できるのか。

総務課長

現在アリーナの床撤去が終わり、9月末までに2階空調設置、ガラス入れ替え、非常用発電機設置、11月末までに輻射式空調機器の設置を行い、12月末までにすべての検査試運転を終了し、来年1月から再開する予定である。財源は、国、県との協議等を進め緊急防災・減災事業債を活用し、予定どおり起債の内示を受けている。

問

本町で実施している訓練は、地域防災計画に基づき、実際の災害発生時を想定した実働型訓練になっているのか。地域防災計画に位置づけられている各班の担当職員の役割は自らの行動を理解し、即時に動けるまで訓練が浸透しているのか。

総務課長

実施している各種の防災訓練は、地域防災計画に基づき、災害を想定した実働

問

型訓練として行っている。地域防災計画に位置づけられている各班の役割職員は、役割の明確化を図り、各自が、訓練を重ねることにより実際の災害現場で判断できるよう、実践的なスキルを高めることを目指している。今後とも実働型訓練実施をして各班の職員に対し、理解と行動の浸透を図り、訓練の充実と改善に努めていく。

避難所の開設、運営、情報伝達といった実務的な訓練は、どの程度の内容で実施しているのか。今後は地域防災計画に基づいた、実践的で町全体を巻き込んだ訓練へ



と段階的に発展させていく考えがあるのか。

総務課長

避難所運営を想定した実践的な防災訓練は、十分な実施には至っていない。今後は、避難所の冷房設備の利用、発電機の取り扱い、非常時における電源の確保、利用方法に関する情報伝達の確認などの訓練が必要だと考えている。避難所運営訓練は実施していないが、災害発生時の初動で円滑に避難所開設できるよう、各避難所の開設担当と、毎年各現地での開設準備の流れを確認する作業を実施している。情報伝達訓練は、多様な手段を用い、災害発生時に迅速に正確な情報を住民に届ける手法を模索している。今後は、これまでの防災訓練での問題点や課題を整理し、総合的な防災訓練の際に有効に活用できるように計画を立てていきたい。

問

被災者関連死を防ぐ観点から重要視されるTKB（トイレ・キッチン・ベッド）は避難所生活の質を確保し健康被害を防ぐ基本的な要素である。本町において、これらのTKBの要素について

どの程度に位置づけ、具体的にどのような整備や運用がなされているか。

総務課長

TKBの衛生的なトイレや食事提供体制、ダンボールベッドの整備など詳細な項目は、現行の避難所運営マニュアルに十分に記載されているとはいえない。トイレは、快適に利用できる環境を目指していく。温かい食事の提供体制は、調理体制の確保について検討を進めていく。段ボールベッドや簡易ベッドの整備は、一定数の備蓄確保は行っているが、条項に依拠してレンタル事業者との災害協定で対応をしていく。

意見

近年の大災害で、災害関連死をいかに防ぐかが深刻な課題になっています。いっどこで発生するかわからないという前提に立ち、国が示す「災害関連死を防ぐための避難生活の確保」という観点から、早急に本町の避難所運営マニュアルの見直しやTKBの充実した避難所環境改善を取り組むことを要請していききたいと思います。



たなか かずしげ
田中 一成 議員



地域全体の移動支援体系として一体的に検討していく必要があるのではないか

一
質

答

持続可能な移動支援の
仕組みづくりに努める

問

昨年度より試験運行が行われている「大木のりあい号」と「高齢者等通院支援事業」について、対象者の棲み分けや利用実態は想定どおりなのか、また、利用状況はどうか、さらに、どのような課題があり、どのように評価しているのか。

企画 大木のりあい号
財政 令和7年8月から令和8年4月末までの9か月間で1500回、延べ1601人が利用し、登録者数は251人となっている。利用目的は通院や買い物を中心に、利用者からは利便性を評価する声が多く寄せられている。また、高齢者等通院支援事業も、移動や介助が必要な方の通院を支える制度として利用者から高い評価を受けている。

問

制度の対象とならないものの移動に困っている方への対応や、今後の利用者増加への備えはどのように対応策を想定しているのか。

福祉
課長

地域包括支援センターが相談窓口となり、のりあい号の利用や民間サービスの活用など、個々の状況に応じ

問

利用実績が当初目標には届いていないことや、タクシー事業者の高齢化・人材不足による供給力低下への懸念について尋ねる。

企画 この事業は供給
財政 サイドの都合が何
課長 より優先され、供給量を確保しつつ、いかに真に必要とする方へサービスを滞りなく安定して届けられるかが成否のカギと考えている。現状は、何とか供給を維持できており、今後事業者との協議を密に続けていく。

問

将来的には鉄道や路線バス、通院支援事業、地域住民による助け合い交通などを個別に考えるのではなく、地域全体の移動支援体系として一体的に検討していく必要があるのではないか。

町長

提案のとおり、地域全体の移動支援体制として一体的に捉えることは重要で



ある。また、地域が主体となつて課題解決に取り組む事例についても研究を進め、持続可能な移動支援の仕組みづくりに努めてまいる。

農地転用制度の町としての主体的判断は

問

農地転用制度について、農地転用の許可要件や農地区分ごとの取扱い、申請から県の許可までの流れについて説明を求める。

農業 農地転用は農地委員会 法に基づき、申請事務局長 目的の確実性や周辺農地への影響を確認する「一般基準」と、農地の立地条件による「立地基準」により審査される。農地は青地と白地に分かれ、白地は第一種農地から第三種農地に区分され、第一種農地は原則転用できないものの、集落に接続

問

町としてどの程度主体的な判断ができるのか、また「集落接続」の具体的な考え方について尋ねる。

農業 町農業委員会が委員会 現地調査や総会審査を通じ、地域の農業への影響を精査し、国の基準に抵触しない範囲で意見を県へ提示する。また、県の判断基準では、2戸以上の住宅が連続していれば集落として判断し、数メートル程度の農地を挟む場合も接続とみなされる場合がある。

意見

人口減少や高齢化が進む中、地域で暮らし続けたい若い世代が地域外へ流出すれば、将来的には農地を守る担い手も失われかねない。農地保全は重要だが、地域維持との両立も必要なので、今後地域の実情を県へ積極的に伝え、地域の維持につながる制度運用を要望する。

般

問

町有地の樹木の 管理状況は



ふかまち としお
深町 敏生 議員

答

樹木台帳による個体ごとの管理について改善の余地がある



総務課長

現在の樹木台帳では、樹木、個体ごとの健康状態の

問

ているのか。

樹木台帳整備や樹木医による診断体制はどうなっているのか。

総務課長

樹木の日常点検や維持管理を行っているが、樹木の生長や経年変化に応じた継続的な把握、優先順位付け、予防保全の考え方についてはさらに改善の余地があるものと認識している。

問

いるか。

町有地の樹木管理の現状と課題をどう認識しているか。

国の調査では、樹木の腐朽・老朽・枯死に伴い、倒木や落枝による人身事故等が全国的に多い。このため、町有地に植栽されている樹木管理を問う。

問

詳細な記録は整備されていないため、今後の改善策として、樹木医などによる定期的な診断等を実施し、その結果を台帳に反映させる仕組みを構築するなど適切な管理体制を整えて行く必要があると考えている。

倒木・落枝事故を未然に防止する

為、計画的な剪定

や間引き、伐採を行う必要があると思うが。

総務課長

樹木管理は、事故防止を第一に考え、定期的な点検と必要に応じた適切な措置。また、樹木の高さ制限や腐朽上の補強に努め、地域の安全を確保するための対策を考えていく所存である。

問

総合体育館北側の樹木が、空調施設整備に伴い伐採されているが、何の条例、規則に基づき伐採等を検討されたのか。

町長

伐採そのものを定めた個別の条例や規則に基づき実施したものではない。施設の機能維持及び安全の観点か

問

ら判断した。

樹木は町の財産となっているものを伐採されることは、貴重な財産の損失と思うが。

町長

公共施設附属樹木の価値を十分認識しながら、景観保全と施設機能の維持、安全性の確保との調和に努めたいと考えている。

問

町民の安全確保及び適正管理を維持するために、樹木管理条例等の整備を検討すべきと考えるが。

総務課長

管理手法や運用の改善を優先しながら対応しているが、現段階では新たな樹木の管理条例の制定は考えていない。

問

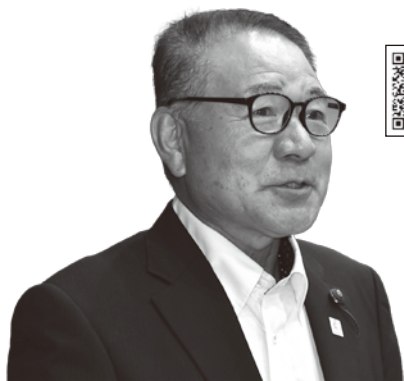
町は平成20年に「美しく住みよい環境を創る条例」を制定されており、樹木等を植栽し、緑化の推進を掲げている。必然的に樹木の管理上の条例により、車の両輪として、適切に管理する体制が大切と思うが。

町長

今後とも美しく住みよい環境を創る条例の理念を大切にしながら、町民の安全環境と良好な生活環境維持、そして緑豊かな環境の保全との現実に合わせてまいりたい。

意見

樹木は長い年月をかけて、ゆっくりと成長していますが、町有地では、剪定等適切な管理をしなければ場合には、事故に繋がります。また、町有地の樹木は町の貴重な財産であり、その管理の在り方を適切に管理する条例の必要性を強く感じています。



はらだ まさる
原田 勝 議員



本町としての金融教育を体系的に推進していく考えはあるのか

一
質

答

家庭と学校が連携して子どもたちの金銭感覚を養っていききたい

問

現在、本町の小中学校における金融教育は、どのような内容で実施されているのか。また、学校教育の中で、金融トラブル防止や金銭感覚を養う教育は充分であると考えているのか。

教育
長

現在の本町の小中学校における金融教育は、学習指導要領に基づき、金融教育を特定の教科としてではなく、社会科や家庭科、道徳科といった各教科や領域の中で関連付けながら体系的に実施している。具体的には、小学校において5年生家庭科で生活を支えるものやお金について学習し、収支のバランスや売買契約の成立について学ぶ。その際、本町に必要なかどうか考えて、買い物をするについて指導をし、支払いに使えるいろいろなカード類についても触れ、道徳科では節度・節制の価値や特別活動での働くことの意義などを関連付けながら指導する。中学校では、社会科（公民分野）で市場経済の仕組みや金融機関の役割

問

を、技術・家庭科では、キャッシュレス決済の普及に伴う金銭管理や、契約の重要性など、より実践的な内容を扱っている。
キャッシュレス化やSNSを通じた投資詐欺といった急激な環境変化に対する金融トラブル防止や、自立した金銭感覚を養う教育については、現在学校教育の中で必ずしも充分とは言えないと考えている。
民間企業や金融機関では、子ども向け、金融教育の出前事業や体験型学習なども行われているが、本町においても、金融機関と連携した金融教育の導入を検討すべきではないか。

教育
長

本町においては、大川大木租税教室推進協議会の事業でもあり、6年生と中学3年生を対象とする租税教育を行っている。講師は、租税教育講師養成研修を受講した者で、今年度は、大木町役場職員2名が講師となり、大溝小学校の租税教室を担当する。そこでは、税金がある場合とない場合の暮らしを比較した

問

ビデオ視聴や一億円の重さ体験といった体験型学習である。このような出前授業が、子どもたちが社会の仕組みを肌で感じる貴重な機会となっている。民間企業や専門家と連携した出前授業等の導入を検討し、子どもたちが生きた経済をより具体的にイメージできるように教育環境の充実に努める。

教育
長

今後、子どもたちが社会に出る前に必要な金融リテラシーを身に付けるため、本町として金融教育を体系的に推進していく考えはあるのか。
子どもたちが金融リテラシーを身に付けていくためには、単発の指導ではなく、小中学校9年間において体系的に実施している。現在、学校教育が直面している現代的課題は、金融教育のみならず、伝統や文化に関する教育、主権者に関する教育、消費者に関する教育、法に関する教育、環境に関する教育、放射線に関する教育、心身の健康に関する教育、海洋に

意見

金融教育とは、単にお金について学ぶ教育だけではなく、自らの夢や目標を描き、その実現に向けて、人生を設計する力を育む教育であると考えており、保護者の皆さんを巻き込んで、段階的に学べる環境の場を求めます。



関する教育、食に関する教育、防災を含む安全に関する教育など多岐に渡る。
特に、本町においては、現在、環境教育、主権者教育、キャリア教育に重点を置いて取り組んでおり、総合的な学習の時間で探求していく活動を充実させていく方向である。世の中の変化は激しく、大人でも知らないことが随分あると思う。「親子で学ぶ金融教育」など家庭と学校が連携して、子どもたちの金銭感覚を養っていききたいと考えている。